こんな活動しています ～法律研究部・同好会～

vol.18 行政法研究部

「仕事」になる行政法

会員 伊藤 祥治（66 期）

行政法研究部は、行政法に関して、特定の分野や立場に拘ることなく、広く研究する法律研究部です。行政法は、住民側、業者側、行政側という垣根を越えて、実務法曹である弁護士にとって重要性を増しています。

行政事件は「仕事」にならないのではないか、そんな風に漠然と考えている方も多いかもしれません。しかし、まだまだ「事件になるべき事件」が潜在的に眠っているのが、行政事件です。

都市計画、建築、税金、福祉、許認可、公務員、入管、情報公開、教育、環境、地方自治など、行政事件の種類は多岐にわたります。さらに、「行政事件」は、「行政訴訟」に限られているわけではなく、行政調査、行政指導、処分の事前手続、不服審査、行政との契約・補償交渉などでも、弁護士の関与が期待されています。また、いわゆる「民事事件」でも、行政法の理解が必須となることも少なくありません。

定例会（現在は原則として第３月曜日の午後６時から、ウェブ開催）では、担当事件や関心があるトピックについて、部員から報告が行われています。普段は10名弱の出席者で、和やかな雰囲気の中で、情報共有や



討論を行っています。部員間のメーリングリストでも、行政法に関する情報交換のほか、担当事件で生じた行政法上の問題について他の部員に相談して、意見や情報を求めることもできます。行政事件に広く取り組んでいる部員、特定の分野に深く精通している部員、行政事件を多く取り扱っているわけではないものの行政法に興味を持っている部員など、行政法への関わり方はさまざまです。また、雑誌連載に向けた活動にも、取り組んでいます。

行政事件を新たな取扱分野にしてみたい方、業務で行政法上の問題について疑問を感じている方は、ぜひお気軽にご参加ください。

＊問い合わせ先：業務課　TEL 03-3581-3332



テクノロジーのスピード

